



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
4 月 1 日 (火)
第 591 号

目次

告 示

○栃木県一般会計予算等	283
○知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類	291
○私立学校振興助成法第14条第 2 項に基づく監査	292
○私立学校振興助成法施行規則第 2 条第 4 号に掲げる所轄庁が定める書類	292
○准看護師養成所の指定の取消し	292
○栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第30条第 1 項の規定による区域の指定	292
○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	292
○同	293
○土地改良区定款変更の認可	294
○道路の区域の変更	294
○道路の供用開始	296

公 告

○公共測量の終了	296
○同	297
○同	297
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 4 条の規定による年度ごとにしなければならない公示	297

告 示

栃木県告示第151号

令和 7 年度栃木県一般会計予算等については、令和 7 (2025) 年 3 月 24 日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日

栃木県知事 福田 富 一

1 令和 7 年度栃木県一般会計予算

令和 7 (2025) 年度当初予算では、選択と集中を図りながら必要な財源を確保し、「政策経営基本方針」の重点事項を積極的に展開するとともに、「とちぎ未来創造プラン」及び「とちぎ創生15戦略 (第 2 期)」の総仕上げを行うほか、当面するその他の重要課題にも的確に対応することとした。

この結果、一般会計予算の総額は、9,242億円となり、前年度当初予算と比較して0.9%減となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	令和 7 年度当初予算額 (A)	令和 6 年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 県 税	273,000,000	257,000,000	16,000,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金	109,836,000	102,328,000	7,508,000

3 地 方 譲 与 税	46,100,000	41,100,000	5,000,000
4 地 方 特 例 交 付 金	1,300,000	7,300,000	△6,000,000
5 地 方 交 付 税	151,000,000	147,500,000	3,500,000
6 交通安全対策特別交付金	600,000	600,000	
7 分 担 金 及 び 負 担 金	4,492,199	3,548,907	943,292
8 使 用 料 及 び 手 数 料	9,878,988	10,056,213	△177,225
9 国 庫 支 出 金	95,640,023	92,962,455	2,677,568
10 財 産 収 入	1,685,256	1,596,741	88,515
11 寄 附 金	95,862	60,786	35,076
12 繰 入 金	31,262,374	39,562,773	△8,300,399
13 繰 越 金	1,000,000	1,000,000	
14 諸 収 入	139,109,298	163,684,125	△24,574,827
15 県 債	59,200,000	64,500,000	△5,300,000
合 計	924,200,000	932,800,000	△8,600,000

(2) 歳出

(単位 千円)

款	令和7年度当初予算額 (A)	令和6年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 議 会 費	1,571,267	1,468,111	103,156
2 総 務 費	42,927,120	40,890,292	2,036,828
3 民 生 費	116,883,467	113,468,283	3,415,184
4 衛 生 費	67,232,036	74,648,053	△7,416,017
5 労 働 費	1,893,981	2,052,523	△158,542
6 農 林 水 産 業 費	36,572,497	37,201,195	△628,698
7 商 工 費	128,979,335	153,707,492	△24,728,157
8 土 木 費	76,832,585	78,795,138	△1,962,553
9 警 察 費	47,856,281	46,426,686	1,429,595
10 教 育 費	188,185,038	178,845,588	9,339,450
11 災 害 復 旧 費	2,623,673	2,577,742	45,931
12 公 債 費	99,853,520	98,347,697	1,505,823
13 諸 支 出 金	112,289,200	103,871,200	8,418,000
14 予 備 費	500,000	500,000	
合 計	924,200,000	932,800,000	△8,600,000

(3) 歳出 (性質別)

(単位 千円)

区 分	令和7年度当初予算額 (A)	令和6年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 職 員 費	202,697,860	196,178,580	6,519,280

2 公 共 事 業 費	54,744,267	56,697,435	△1,953,168
3 建 設 事 業 費	64,943,173	61,934,867	3,008,306
4 公 債 償 還 費	99,853,520	98,347,697	1,505,823
5 主 要 義 務 費	142,194,528	140,000,197	2,194,331
6 税 交 付 金 等	112,289,200	103,871,200	8,418,000
7 一 般 行 政 費	95,986,430	101,828,417	△5,841,987
8 受 託 事 務 費	3,006,096	1,234,810	1,771,286
9 県 単 補 助 金	17,077,664	16,682,122	395,542
10 県 単 貸 付 金	123,529,676	148,028,903	△24,499,227
11 災 害 復 旧 費	2,547,895	2,502,081	45,814
12 直 轄 事 業 負 担 金	5,329,691	5,493,691	△164,000
合 計	924,200,000	932,800,000	△8,600,000

2 令和 7 年度栃木県公債管理特別会計予算

本予算は、満期一括償還方式の県債の償還等に要する経費を計上したものであり、予算の総額は410億6,333万2千円となり、前年度当初予算と比較して4.9%の減となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	令和 7 年度当初予算額 (A)	令和 6 年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 繰 入 金	9,274,332	7,739,060	1,535,272
2 県 債	31,789,000	35,425,000	△3,636,000
合 計	41,063,332	43,164,060	△2,100,728

(2) 歳出 (単位 千円)

款	令和 7 年度当初予算額 (A)	令和 6 年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 公 債 費	41,063,332	43,164,060	△2,100,728
合 計	41,063,332	43,164,060	△2,100,728

3 令和 7 年度地方独立行政法人県立病院貸付金特別会計予算

本予算は、地方独立行政法人である県立病院に係る地方債の管理等に要する経費を計上したものであり、予算の総額は36億7,977万円となり、前年度当初予算と比較して6.2%の減となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	令和 7 年度当初予算額 (A)	令和 6 年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 諸 収 入	2,079,442	1,922,140	157,302
2 県 債	1,600,328	2,001,320	△400,992
合 計	3,679,770	3,923,460	△243,69

(2) 歳出 (単位 千円)

款	令和7年度当初予算額 (A)	令和6年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 地方独立行政法人県立病院 貸 付 金	1,600,328	2,001,320	△400,992
2 公 債 費	2,079,442	1,922,140	157,302
合 計	3,679,770	3,923,460	△243,690

4 令和7年度栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

本予算は、母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付に要する経費を計上したものであり、予算の総額は4億7,344万円となり、前年度当初予算と比較して23.3%の増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	令和7年度当初予算額 (A)	令和6年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 繰 越 金	287,563	174,592	112,971
2 諸 収 入	185,877	209,548	△23,671
合 計	473,440	384,140	89,300

(2) 歳出 (単位 千円)

款	令和7年度当初予算額 (A)	令和6年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 母子父子寡婦福祉資金貸付 事 業 費	473,440	384,140	89,300
合 計	473,440	384,140	89,300

5 令和7年度栃木県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

本予算は、保護者死亡後の心身障害者に年金を支給するために要する経費を計上したものであり、予算の総額は3億621万円となり、前年度当初予算と比較して0.5%の増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	令和7年度当初予算額 (A)	令和6年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 共 済 掛 金 収 入	28,468	26,789	1,679
2 国 庫 支 出 金	53,141	53,202	△61
3 繰 入 金	55,354	55,415	△61
4 繰 越 金	46	27	19
5 諸 収 入	169,201	169,207	△6
合 計	306,210	304,640	1,570

(2) 歳出 (単位 千円)

款	令和7年度当初予算額 (A)	令和6年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
---	-------------------	-------------------	----------------

1 心身障害者扶養共済事業費	306,210	304,640	1,570
合 計	306,210	304,640	1,570

6 令和 7 年度栃木県国民健康保険特別会計予算

本予算は、国民健康保険事業の運営に要する経費を計上したものであり、予算の総額は1,717億9,760万円となり、前年度当初予算と比較して1.3%の増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	令和 7 年度当初予算額 (A)	令和 6 年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 分 担 金 及 び 負 担 金	51,716,955	48,791,377	2,925,578
2 国 庫 支 出 金	47,086,779	46,701,793	384,986
3 財 産 収 入	7,142	536	6,606
4 繰 入 金	11,963,968	13,547,921	△1,583,953
6 諸 収 入	61,022,756	60,622,303	400,453
合 計	171,797,600	169,663,930	2,133,670

(2) 歳出

(単位 千円)

款	令和 7 年度当初予算額 (A)	令和 6 年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 国 民 健 康 保 険 事 業 費	171,797,600	169,663,930	2,133,670
合 計	171,797,600	169,663,930	2,133,670

7 令和 7 年度栃木県県営林事業特別会計予算

本予算は、県営林の管理等に要する経費を計上したものであり、予算の総額は3億4,549万円となり、前年度当初予算と比較して0.7%の減となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	令和 7 年度当初予算額 (A)	令和 6 年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 使 用 料 及 び 手 数 料	11,627	11,627	
2 国 庫 支 出 金	10,640	19,991	△9,351
3 財 産 収 入	72,400	72,550	△150
4 繰 入 金	179,761	194,392	△14,631
5 繰 越 金	69,068	47,466	21,602
6 諸 収 入	1,994	1,994	
合 計	345,490	348,020	△2,530

(2) 歳出

(単位 千円)

款	令和 7 年度当初予算額 (A)	令和 6 年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 県 営 林 事 業 費	172,328	177,669	△5,341

2	公	債	費	172,862	170,051	2,811
3	予	備	費	300	300	
	合		計	345,490	378,020	△2,530

8 令和7年度栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

本予算は、林業・木材産業改善資金等の貸付けに要する経費を計上したものであり、予算の総額は1億9,014万円となり、前年度当初予算と比較して16.7%増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	令和7年度当初予算額 (A)	令和6年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 貸 付 勘 定	188,320	160,820	27,500
2 業 務 勘 定	1,820	2,050	△230
合 計	190,140	162,870	27,270

(2) 歳出 (単位 千円)

款	令和7年度当初予算額 (A)	令和6年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 貸 付 勘 定	188,320	160,820	27,500
2 業 務 勘 定	1,820	2,050	△230
合 計	190,140	162,870	27,270

9 令和7年度栃木県中小企業高度化等資金貸付事業特別会計予算

本予算は、中小企業高度化等資金貸付金等の管理等に要する経費を計上したものであり、予算の総額は5,563万円となり、前年度当初予算と比較して49.8%の増となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	令和7年度当初予算額 (A)	令和6年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 分 担 金 及 び 負 担 金	6	6	
2 繰 越 金	43,422	24,899	18,523
3 諸 収 入	12,202	12,235	△33
合 計	55,630	37,140	18,490

(2) 歳出 (単位 千円)

款	令和7年度当初予算額 (A)	令和6年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 中 小 企 業 高 度 化 等 資 金 貸 付 事 業 費	19,443	19,060	383
2 公 債 費	36,187	18,080	18,107
合 計	55,630	37,140	18,490

10 令和 7 年度栃木県就農支援資金貸付事業特別会計予算

本予算は、就農支援資金の償還等に要する経費を計上したものであり、予算の総額は3,003万円となり、前年度当初予算と比較して51.3%の減となった。

歳入及び歳出の予算額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	令和 7 年度当初予算額 (A)	令和 6 年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 農業改良資金貸付勘定		167	△167
2 農業改良資金業務勘定	920	963	△43
3 就農支援資金貸付勘定	28,575	59,937	△31,362
4 就農支援資金業務勘定	535	593	△58
合 計	30,030	61,660	△31,630

(2) 歳出 (単位 千円)

款	令和 7 年度当初予算額 (A)	令和 6 年度当初予算額 (B)	比 較 (A - B)
1 農業改良資金貸付勘定		167	△167
2 農業改良資金業務勘定	920	963	△43
3 就農支援資金貸付勘定	28,575	59,937	△31,362
4 就農支援資金業務勘定	535	593	△58
合 計	30,030	61,660	△31,630

11 令和 7 年度栃木県流域下水道事業会計予算

本予算は、流域下水道及び下水道資源化工場の維持管理並びに建設等に要するものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和 7 年度 当初予算額 (A)	令和 6 年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)	令和 7 年度 当初予算額 (A)	令和 6 年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)
収益的収支	10,135,000	9,789,000	346,000	9,895,000	9,445,000	450,000
資本的収支	3,586,000	3,175,000	411,000	4,479,000	4,089,000	390,000
計	13,721,000	12,964,000	757,000	14,374,000	13,534,000	840,000

12 令和 7 年度栃木県電気事業会計予算

本予算は、川治第一発電所ほか11発電所における電気事業に要するものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和 7 年度 当初予算額 (A)	令和 6 年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)	令和 7 年度 当初予算額 (A)	令和 6 年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)
収益的収支	3,964,000	3,797,000	167,000	3,042,000	3,257,000	△215,000

資本的収支	1,045,000	166,000	879,000	1,956,000	1,527,000	429,000
計	5,009,000	3,963,000	1,046,000	4,998,000	4,784,000	214,000

13 令和7年度栃木県水道事業会計予算

本予算は、県営水道用水供給事業（北那須・鬼怒）に要するものであり、その内容は次のとおりである。
(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)
収益的収支	2,083,000	2,044,000	39,000	1,972,000	1,956,000	16,000
資本的収支	94,000	46,000	48,000	1,397,000	857,000	540,000
計	2,177,000	2,090,000	87,000	3,369,000	2,813,000	556,000

14 令和7年度栃木県工業用水道事業会計予算

本予算は、鬼怒工業用水道事業に要するものであり、その内容は次のとおりである。
(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)
収益的収支	890,000	906,000	△16,000	813,000	1,029,000	△216,000
資本的収支	12,000	9,000	3,000	238,000	223,000	15,000
計	902,000	915,000	△13,000	1,051,000	1,252,000	△201,000

15 令和7年度栃木県用地造成事業会計予算

本予算は、工業用地整備事業等に要するものであり、その内容は次のとおりである。
(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)
収益的収支	1,879,000	28,000	1,851,000	1,790,000	137,000	1,653,000
資本的収支	2,071,000	2,513,000	△442,000	2,816,000	2,543,000	273,000
計	3,950,000	2,541,000	1,409,000	4,606,000	2,680,000	1,926,000

16 令和7年度栃木県施設管理事業会計予算

本予算は、栃木県民ゴルフ場及び栃木県本町合同ビルの運営等に要するものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較 (A) - (B)

収益的収支	481,000	461,000	20,000	440,000	425,000	15,000
資本的収支	19,000	13,000	6,000	109,000	65,000	44,000
計	500,000	474,000	26,000	549,000	490,000	59,000

(財政課)

栃木県告示第152号

私立学校法（昭和24年法律第270号）第19条第2項の規定に基づき、知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類（平成13年栃木県告示第534号）の全部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類

第1条 私立学校法第19条第1項の規定により知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益を目的とする事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）の種類は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 経営が投機的に行われるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第2項、第3項及び第12項を除く。）に規定する営業及びこれに類似する方法によって経営されるもの
- (3) 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
- (4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- (5) 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- (6) その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

第2条 収益事業の種類は、統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和5年総務省告示第256号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業
- (5) 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (7) 情報通信業
- (8) 運輸業、郵便業
- (9) 卸売業、小売業
- (10) 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- (11) 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業
- (13) 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- (15) 教育、学習支援業
- (16) 医療、福祉
- (17) 複合サービス事業
- (18) サービス業（他に分類されないもの）

第3条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、その内容が明確になるよう具体的に記載するものとする。

栃木県告示第153号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第2項の規定により、知事を所轄庁とする学校法人が令和7年度以後の各年度の計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査について、次のとおり定める。

なお、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく監査事項の指定（平成28年栃木県告示第151号）は、令和6年度の監査報告書を限りとして廃止する。

令和7（2025）年4月1日

栃木県知事 福田 富 一

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及びその附属明細書が作成されているかどうかについて監査を受けること。

栃木県告示第154号

私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条第4号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定める。

令和7（2025）年4月1日

栃木県知事 福田 富 一

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とし、令和7年度に係る書類の提出から適用する。

（文書学事課
こども政策課）

栃木県告示第155号

保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）第16条第1項の規定により、次の准看護師養成所について、指定を取り消したので告示する。

令和7（2025）年4月1日

栃木県知事 福田 富 一

指 定 取 消 年 月 日	准 看 護 師 養 成 所 の 名 称	准 看 護 師 養 成 所 の 所 在 地
令和7（2025）年3月31日	上都賀郡市医師会附属准看護学校	鹿沼市上久我60番3号

（医療政策課）

栃木県告示第156号

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号。以下「県条例」という。）第30条第1項の規定により、県条例の規定の全部を適用しない区域を次のとおり指定し、令和7年4月1日から適用する。

なお、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第30条第1項の規定による区域の指定（平成19年栃木県告示第212号）は、令和7年3月31日限り、廃止する。

令和7（2025）年4月1日

栃木県知事 福田 富 一

宇都宮市、日光市及び大田原市の区域

（資源循環推進課）

栃木県告示第157号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和7

(2025) 年度分の補助金等から適用する。

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

産業労働観光部の部観光交流課の款宿泊事業者感染症対策支援補助金の項の次に次のように加える。

栃木県訪日旅行 商品造成支援補 助金	本県を訪れる海外からの旅行商品の造成・販売に要する経費の一部を補助することにより、外国人旅行者の来県促進及び県内消費拡大を図ることを目的とする。	本県を訪れる海外からの旅行商品のうち知事が別に定める要件を満たすものの造成・販売に要する経費	知事が別に定める額	旅行会社のうち、日本国内に営業所を置き、書面や口頭での対応等を日本語により行うことが可能な者
--------------------------	--	--	-----------	--

(観光交流課)

栃木県告示第158号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和 7 (2025) 年度分の補助金等から適用する。

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
主管部	主管課	補助金等の名称	交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は金額	交付の相手方	主管部	主管課	補助金等の名称	交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は金額	交付の相手方
略							略						
農政部	略	略					農政部	略	略				
	農地整備課	農地防災事業等補助金	農業生産基盤の整備を図り、もって農業の振興に資する。	1 ～ 13 略 14 用排水施設整備事業 市町村等が行う用	略 当該事業に要する経費の100分の65（振興山村、過疎地域、特定農山	略 市町村等		農地整備課	農地防災事業等補助金	農業生産基盤の整備を図り、もって農業の振興に資する。	1 ～ 13 略	略	略

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
------	--------	-----	-----------------	---------------	-----

	前	さくら市鹿子畑字下石田2176から さくら市喜連川字梨木5547- 8 まで	8.0 ～ 50.3	1780.0	
	後	さくら市鹿子畑字下石田2176から さくら市喜連川字梨木5547- 8 まで	12.6 ～ 54.3	1780.0	

Ⅲ

道路の種類 一般国道

路 線 名 408号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	塩谷郡高根沢町大字宝積寺1519- 2 から 塩谷郡高根沢町大字宝積寺259- 1 まで	38.6 ～ 99.5	333.0	
	後	塩谷郡高根沢町大字宝積寺1519- 2 から 塩谷郡高根沢町大字宝積寺259- 1 まで	38.6 ～ 109.4	333.0	

Ⅳ

道路の種類 一般国道

路 線 名 461号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	那須郡那珂川町大山田下郷字上縄附 2597- 1 から 那須郡那珂川町大山田下郷字縄附 2663- 1 まで	6.7 ～ 10.5	320.0	
	後	那須郡那珂川町大山田下郷字上縄附 2597- 1 から 那須郡那珂川町大山田下郷字縄附 2663- 1 まで	11.5 ～ 18.3	320.0	

Ⅴ

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮向田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
68	前A	宇都宮市ゆいの杜 1 丁目 1- 7 から 宇都宮市ゆいの杜 1 丁目100まで	12.0 ～ 15.1	143.8	
	前B	宇都宮市下平出町692- 5 から 芳賀郡芳賀町大字下高根沢5102- 8 まで	18.0 ～ 66.4	6502.8	

	後	宇都宮市下平出町692-5 から 宇都宮市下平出町652-6 まで	23.6 ～ 23.6	150.0	
--	---	--------------------------------------	-------------	-------	--

Ⅵ

道路の種類 県道
路 線 名 主要地方道 宇都宮茂木線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
69	前	宇都宮市道場宿町1139-1 から 宇都宮市ゆいの杜 1 丁目101まで	13.6 ～ 66.4	1063.5	
	後	宇都宮市下平出町652-6 から 宇都宮市ゆいの杜 1 丁目100まで	12.0 ～ 66.4	4609.1	

栃木県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 7 （2025）年 4 月 1 日から同月30日まで一般の縦覧に供する。
令和 7 （2025）年 4 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道 119 号	宇都宮市徳次郎町2620-3 から 宇都宮市徳次郎町2628-3 まで	令和 7 （2025）年 4 月 1 日
	一般国道 293 号	宇都宮市徳次郎町731-1 から 宇都宮市徳次郎町2102-1 まで	令和 7 （2025）年 4 月 1 日
61	主 要 地 方 道 真 岡 那 須 烏 山 線	芳賀郡芳賀町大字祖母井788-5 から 芳賀郡芳賀町大字祖母井756-2 まで	令和 7 （2025）年 4 月 1 日
62	一 般 県 道 石 末 真 岡 線	芳賀郡芳賀町大字北長島134-2 から 芳賀郡芳賀町大字西水沼3018まで	令和 7 （2025）年 4 月 1 日

（道路保全課）

公 告

○公共測量の終了

令和 6 （2024）年 9 月20日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、茂木町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により次のとおり公示する。
令和 7 （2025）年 4 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（都市計画基本図作成）
- 2 作業地域
茂木町の一部
- 3 作業期間

令和 6 (2024) 年 9 月 24 日から令和 7 (2025) 年 3 月 14 日まで

○公共測量の終了

令和 6 (2024) 年 10 月 25 日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、那珂川町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業地域
栃木県那珂川町全域
- 3 作業期間
令和 6 (2024) 年 11 月 15 日から令和 7 (2025) 年 3 月 14 日まで

○公共測量の終了

令和 6 (2024) 年 6 月 14 日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、宇都宮国道事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
宇都宮市下平出町
- 3 作業期間
令和 6 (2024) 年 3 月 20 日から令和 7 (2025) 年 2 月 28 日まで

（監理課）

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 4 条の規定による年度ごとにしなければならない公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条の規定による年度ごとにしなければならない公示は、令和 7 (2025) 年度においては、次のとおりとする。

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格
競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）のとおりとする。
- 2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に関する文書を入手するための手段
栃木県ホームページ（<https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/pref/nyuusatsu/sankashikaku/annai.html>）からダウンロードすることができる。

（会計局会計管理課）